

市長定例記者会見資料



令和3年6月22日	
所 属	こどもの人権擁護担当
所属長	清水 徹
電 話	06-6409-4723

「子どものための権利擁護窓口」を新たに開設します

尼崎市は、7月1日から子どものための権利擁護委員会の「子どものための権利擁護窓口」を新たに開設し、子どもの権利に関する救済の申し立てや相談を受け付けます。

これまで、本市では平成21年の「尼崎市子どもの育ち支援条例」施行以来、子どもの育ちを地域社会全体で支える取り組みを推進してきました。他方、昨今のいじめや体罰等の子どもの人権が侵害される重大な事案も発生していることから、子どもの人権を具体的に保障していくため、4月1日に尼崎市子どものための権利擁護委員会(以下「委員会」という。)を設置しました。委員会は、①調査・調整②提言③広報・研修一の機能を持ち合わせています。(別紙参照)

今後、委員会を中心として、社会での子どもの権利侵害の解消や未然防止を図っていきます。

1 受付時間

(1) 相談・申し立ての受付開始時期 7月1日から

(2) 相談・申し立て窓口の受付日時

① 受付日 月～土曜日(祝日を除く)

② 受付時間 午前10時～午後6時

2 設置場所

あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ2階

(尼崎市若王寺2丁目18番5号)



アマブラリの外観

3 相談内容

子ども※に関するいじめ、虐待、体罰、暴言などの人権侵害など

(※概ね18歳以下で市内在住か市内の子ども施設に在籍または市内在勤の人)

4 対象

子ども自身と、その保護者など

5 相談・申し立ての受付方法

常駐する相談員が相談や申し立てを受け付けます。将来的に、LINEでの受け付けも始めます。

① 直接窓口 ②電話(0120-968-622) ③市ホームページ

(URL: <https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/ansin/soudan/1023984.html>)

④ Eメール(ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp)

(③④は時間外でも受け付けし、翌日以降の受付時間中に回答します。)

(裏面へ続く)

6 本委員会の位置付け・性格

行政機関からの独立性に加え、子どもの権利救済と意見表明支援に係る専門性を有する附属機関（地方自治法第138条の4）として設置しています。

7 委員会の機能

(1) 調査・調整機能

子どもの権利を擁護するために子どもの意見表明を支援するほか、子どもの権利に関する救済の申し立て及び相談を受けた時は、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行います。

(2) 提言機能

子どもの権利を保障する観点から、子どもを取り巻く制度等について調査を行うとともに、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言を行います。

(3) 広報・研修機能

児童の権利に関する条約の理解を深めるための広報及び研修を行うとともに、子どもがまちづくりに参画できる環境づくりのための啓発を行います。

8 委員の構成

委員	羽下 大信（はげ だいしん）	兵庫県臨床心理士会会長
	曾我 智史（そが さとし）	兵庫県弁護士会副会長
	桜井 智恵子（さくらい ちえこ）	関西学院大学 教授

以 上

令和3年4月1日

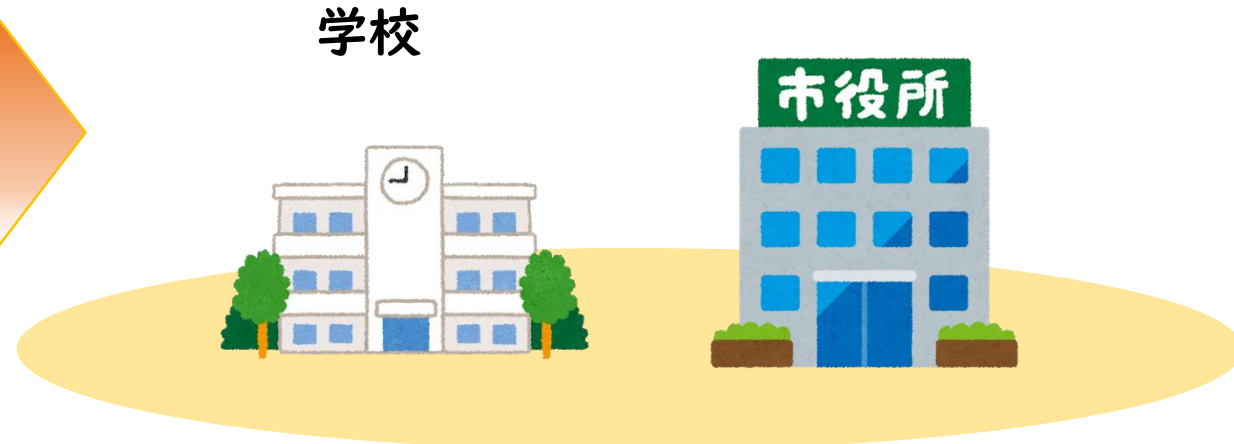
尼崎市子どものための権利擁護委員会について

尼崎市 こども青少年局
こども青少年部 こどもの人権擁護担当

子どものための権利擁護委員会の位置づけ



子どものための権利擁護委員会



子どもを取り巻く関係機関

1. 独立性と専門性を有する機関
・委員は5名以内

2. 3つの機能

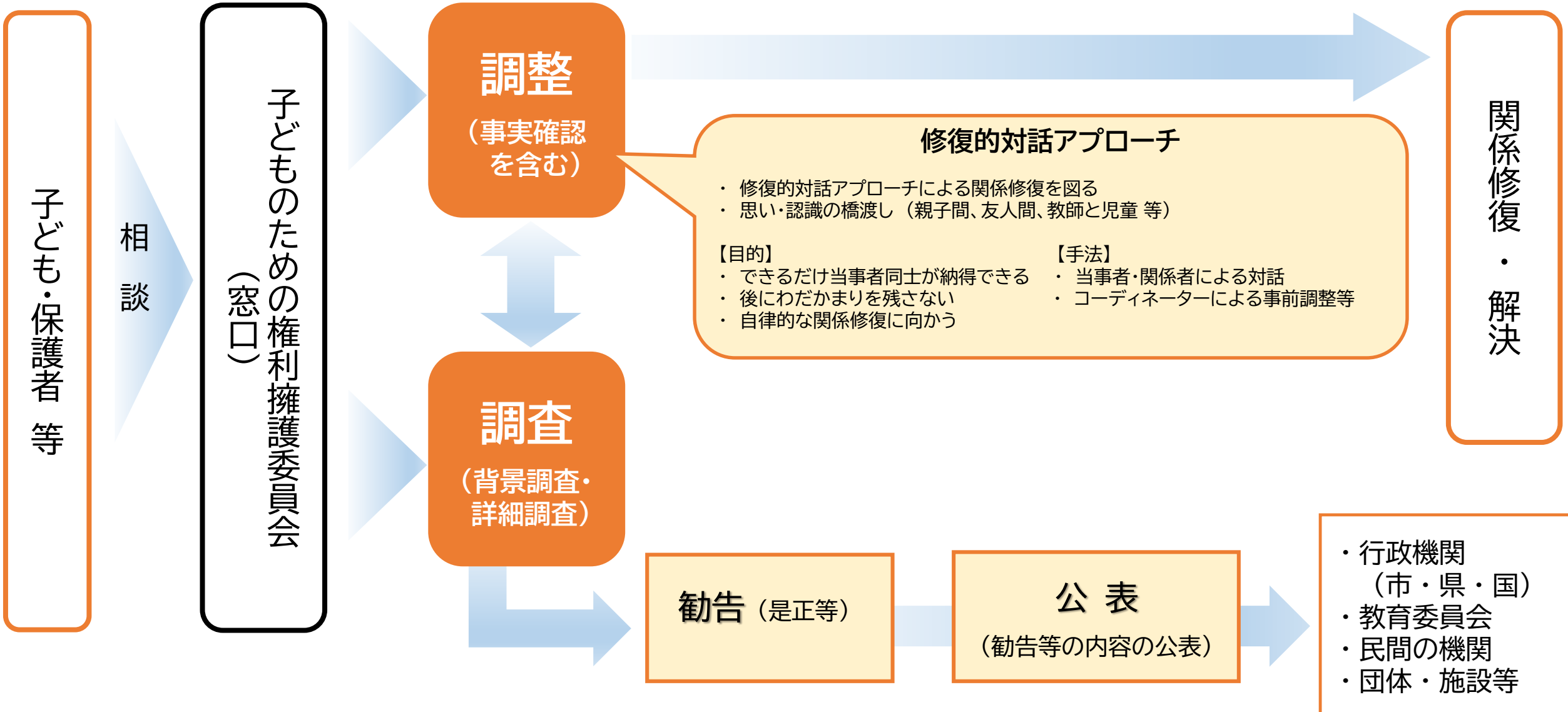
① 調査・調整機能 ② 提言機能 ③ 広報・研修機能

子どものための権利擁護の相談窓口

子ども自身や保護者等から子どもに関する相談を受け付ける窓口を設置します。

項 目	内 容																							
対象者	○ 18歳に到達する年度の末日まで ○ 市内居住、市内の子ども施設に在籍、市内在勤																							
相談受付方法	○ 電話（フリーダイヤル） ○ 来庁 ○ Email ○ 尼崎市ホームページ（専用の相談フォーマット） ○ LINE(予定)																							
相談内容	○ 友だちからのいじめなどの人権侵害 ○ 保護者からの虐待等の人権侵害 ○ 学校等における体罰、暴言などの人権侵害 など																							
相談受付時間	<table><tr><td></td><td>電話</td><td>来庁</td><td>Email</td><td>尼崎市HP</td><td>LINE(予定)</td></tr><tr><td>月～土曜日 10時から18時</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>その他の時間</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>							電話	来庁	Email	尼崎市HP	LINE(予定)	月～土曜日 10時から18時	○	○	○	○	○	その他の時間			○	○	○
	電話	来庁	Email	尼崎市HP	LINE(予定)																			
月～土曜日 10時から18時	○	○	○	○	○																			
その他の時間			○	○	○																			

機能① 調査・調整機能（個別ケースにおける調整及び調査）



機能② 提言機能（制度等の見直し・改善）

取組状況のチェック

- 様々な機関、団体、施設等において、子どもの権利が守られているかチェック（対象事業・施設等を計画的にチェック）

個別ケースに基づく制度見直しの必要性

- 個別ケースから見てきた社会的課題

社会情勢等による制度見直しの必要性

- 社会情勢の変化（時代に即した仕組みへの見直し等）

体罰等に係る制度見直しの必要性

- 人権アンケート等から見てきた課題

子どものための 権利擁護委員会

自己発意による調査

制度改善の提言

改善の提言

報告

改善の取組に対する
モニタリング

行政機関

教育委員会

民間の機関

団体・施設

- 【制度改善の提言の例示】 参考：他市事例
- 子どもの育ち支援条例に即した取組が十分に行われていないことの指摘及び改善策
 - 保育所の苦情解決制度の形骸化
 - いじめや生徒指導等の具体的事例への対応
 - 不登校に係る基本方針と具体策の確立 等

機能③ 広報・研修機能

項 目	内 容
広報・啓発	○ 子どものための権利擁護に係る印刷物の作成・配布 ➢ 子どもに制度及び窓口を知らせる(学校を通じてカード・チラシ等を配布)
研修	○ 講演会の開催、講師派遣等 ○ 教職員向けの研修(初期対応等)
子ども代表	○ 子ども代表が、子どもの権利の周知活動に参画

【その他】

○ 子どもの意見表明権が保障されるよう、行政機関等に対して啓発する。

例)

- ・ 施策等に係るパブリックコメントに子どもが参加しやすい環境づくり
- ・ 子どもがまちづくりについて行政と意見交換できる場づくり

○ 年1回、「子どものための権利擁護委員会」の活動報告会を開催